

外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、国の方針として進められている「賃上げ」について制度化したものの中で「ベースアップ評価料」を届出し算定しています。

患者さんの診療費の中に下記点数が加算されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)※1日につき

1. 初診時 6点
2. 再診時等 2点
3. 訪問診療時
 - イ 同一建物居住者等以外の場合 28点
 - ロ イ以外の場合 7点

入院ベースアップ評価料(Ⅰ)※1日につき

当院区分:入院ベースアップ評価料85 85点

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。